

○ふじみ衛生組合議会傍聴規則

（平成14年5月29日
議会規則第1号）

ふじみ衛生組合議会傍聴人取締規則（昭和35年ふじみ衛生組合議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員並びに自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者で、あらかじめ議長から傍聴章の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、議長は、傍聴を制限することができる。

（傍聴章の返還）

第4条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終わったときは、傍聴章を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる場合も議場に入ることはできない。

（傍聴席に入ることのできない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

第2類 議会（議会傍聴規則）

- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真映画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。